

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者の方に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新

平成28年8月から保険証が変わります。新しい保険証については7月中旬に送付します。

また、有効期限の切れた保険証は、本庁2階保険年金課および各支所地域振興課の窓口へ返却ください。

保険料について

保険料は、被保険者一人ひとりが安心して医療を受けるための、「命・健康を支える大切な財源」です。

納付方法は大きく分けて2種類あります。

特別徴収(年金天引き)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。

*この方法による支払いの場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書によりお知らせします。

*特別徴収の方でも、申し出により普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

*特別徴収の納期は、年金支給月(偶数月)になります。

普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。

▼年金額が年額18万円未満の方

▼介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

▼年齢到達や転入により、新たに後期高齢者医療の対象者になった方

*納期は資格取得日以降となります。

▼申し出により、特別徴収から普通徴収へ変更された方

普通徴収の納期

期別	納期限	
第1期	平成28年	8月1日(月)
第2期		8月31日(水)
第3期		10月31日(月)
第4期		11月30日(水)
第5期	平成29年	1月31日(火)
第6期		2月28日(火)

後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。現在、被保険者一人当たりの医療給付費は年々増加しており、高齢化の進展とともに、今後も増えることが見込まれています。そのため、平成28年度および平成29年度の保険料率を改定することになりましたので、ご理解をお願いします。

○保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。金額や納付方法については、7月中旬に送付する決定通知書などを確認ください。



●世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

総所得金額等の合計額が次の基準以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	9割	5,100円
33万円以下(上記以外)	8.5割	7,700円
33万円+(26万5千円×被保険者数)	5割	25,700円
33万円+(48万円×被保険者の数)	2割	41,200円



●被保険者本人の所得金額に応じて所得割額が軽減されます。

本人の所得額	軽減割合	軽減後の所得割率
33万円以下		負担なし
33万円超～91万円以下	5割	9.97%×0.5

●加入する直前まで、家族の勤務先の健康保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。

*ただし、市町村国保や国保組合は含みません。

軽減割合	軽減後の年間保険料額
9割	5,100円

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金から引かれるだろう」「口座から引かれるだろう」と思われていませんか。所得や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。決定通知書が届いたら、納付書が入っていないか、必ず確認してください。

決定通知書は、写真のような黄色い封筒で届きます。



【問合せ先】本庁保険年金課高齢者医療グループ
☎(23)51111(内線2831~2833)